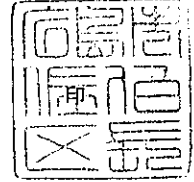


広島市佐伯区告示第 2 号
令和 6 年 4 月 19 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 1 条第 1 項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

広島市佐伯区長 石井 源太



(令和 5 年度の状況)

申出者の氏名		利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲	閲覧の年月日
自衛隊広島地方協力本部	本部長	自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務	全域	令和5年11月27日～ 令和5年12月1日